

【表紙】

【提出書類】	対質問回答報告書
【提出先】	関東財務局長
【意見表明報告書受理日】	平成25年3月26日
【提出日】	平成25年4月2日
【報告者の氏名又は名称】	エス・エイチ ジャパン・エルピー（S-H Japan, L.P.）
【報告者の住所又は所在地】	インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド、エルギン・アヴェニュー190、ジョージ・タウン、グランド・ケイマン KY1-9005、ケイマン諸島 （Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands）
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	西村あさひ法律事務所 弁護士 岩倉 正和 弁護士 志賀 裕二 弁護士 田原 史
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

（注1）本書中の「公開買付者」とは、エス・エイチ ジャパン・エルピーをいいます。また、公開買付者並びに公開買付者の特別関係者である14社及びその関連事業体を、以下「サーベラス・グループ」と総称します。

（注2）本書中の「対象者」とは、株式会社西武ホールディングスをいいます。

（注3）公開買付者が関東財務局長に提出した平成25年3月12日付公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

1【対象者名】

株式会社西武ホールディングス

2【質問に対する回答】

(1) 回答に至った経緯

対象者が関東財務局長に提出した平成25年3月26日付意見表明報告書(以下「本意見表明報告書」といいます。)には、本公開買付けに対する意見と共に、公開買付者に対する質問が記載されておりました。

そこで、公開買付者は、本意見表明報告書の内容を検討の上で、下記(2)のとおり、同質問に対して回答いたします。

(2) 回答の内容

< 質問 >

公開買付者及びその特別関係者において、既に32.44%の当社普通株式を保有しているにもかかわらず、さらに4%を上限として当社株式を買い増すことが、どうしてサーベラス・グループが当社に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有することを示すことになるのかご説明ください。

< 回答 >

サーベラス・グループが本公開買付けによって対象者の普通株式を買い増すためには、これまで長期に亘り対象者に対して行ってきた1,000億円にも上る多額の投資に加えて、更に相当額(190億円余り)の投資を行う必要があります。

したがって、サーベラス・グループは、かかる相当額の投資を伴う本公開買付けによる対象者の普通株式の買増しは、対象者の筆頭株主としてのサーベラス・グループが、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化することにより、対象者の「中長期的」な企業価値を向上させたいと真摯に考えていることを示し、対象者に対するコミットメントを更に深める、すなわち対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示すことになると考えております。

< 質問 >

取締役の推薦(提案)は、サーベラス・グループの推薦により現在既に就任されている2名を含め、全体で何名を予定しているのか、またサーベラス・グループの推薦による取締役が当社取締役の過半数以上となることを予定しているのか、ご説明ください。

< 回答 >

取締役候補者につきましては、現在、その人数を含め、鋭意検討しております。詳細につきましては、決定次第速やかに公表すると共に、法令に従い適切な手続をとる予定です。

< 質問 >

上場時期をはじめ上場に関して、サーベラス・グループがどのように考えているか具体的にご説明ください。

< 回答 >

サーベラス・グループは、従前から一貫して、可及的早期にかつ公正な条件により対象者の株式上場が達成されるように支援して参りました。そして、サーベラス・グループは、かかる株式上場が現実に達成されるためには、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化することにより対象者の中長期的な企業価値を更に向上させることが必要であり、また、それが対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益に適うと考えております。

したがって、今回のサーベラス・グループの提案は、対象者が本意見表明報告書で述べられ、かつ、サーベラス・グループが望んでいる「早期における良い形での株式上場」に正に資するものであり、何らそれを阻害するものではないと考えております。

< 質問 >

公開買付価格の1,400円はサーベラス・グループが考える現時点の当社の適正な株式価値という認識かご説明ください。

< 回答 >

本公開買付けにおける対象者の普通株式の1株あたりの買付け等の価格(以下「本買付価格」といいます。) (1,400円)は、対象者の前身である西武鉄道株式会社(以下「西武鉄道」といいます。)の普通株式の上場廃止前の東京証券取引所における売買価格に対するプレミアムを付したものであり、具体的には、上場廃止日(平成16年12月17日)における終値1株あたり485円に対して188.66%のプレミアムを、西武鉄道が有価証券報告書の虚偽記載があったことを公表した日(平成16年10月13日)における終値1株あたり1,081円に対して29.51%のプレミアムを付すものです。

また、対象者が、対象者の単元未満株主から対象者の普通株式を買い取る際の買取価格は、本公開買付届出書提出日の前日(平成25年3月11日)時点において対象者により1株あたり1,175円と設定されていることを対象者に確認しており、本買付価格は、この価格に対して19.15%のプレミアムを付すものです。

したがって、サーベラス・グループは、本買付価格は対象者の前身である西武鉄道の普通株式の上場廃止前の東京証券取引所における売買価格及び対象者の普通株式の単元未満株式の買取価格に対する十分なプレミアムを含んだものであり、本公開買付けの対価として合理的な金額であると認識しております。